

テクニカルイラストレーション作成支援募集要項

横浜市では、健康・医療分野*1のイノベーションを持続的に創出していくため、「横浜ライフイノベーションプラットフォーム」（以下「LIP.横浜」という。）を平成28年12月に立ち上げ、大学・研究機関や、企業とのネットワークから革新的なプロジェクトを生み出すとともに、中小・ベンチャー企業等に対する製品化に向けた支援を行っています。

「IoTオープンイノベーション・パートナーズ」（「I・TOP横浜」）との共通分野であるデジタルヘルスケア分野を含む、健康・医療分野の市内中小・ベンチャー企業にとって、自社の専門性の高い技術や製品等を分かりやすく伝えることが、ビジネスを展開する上での課題の一つとして挙げられます。そのため、優れた製品・技術等を効果的・効率的にアピールし、国内外へ展開するためには、企業の広報PR力強化につながる支援が必要です。

そこで、本事業では、医療・ヘルスケア分野のコミュニケーション課題解決を目指す、世界初の医科学研究機関におけるクリエイティブ研究拠点である横浜市立大学先端医科学研究センターコミュニケーション・デザイン・センター（YCU-CDC）と横浜市が連携し、健康・医療分野の市内中小・ベンチャー企業の技術や製品等について科学的な説明や技術を視覚的に分かりやすく伝える絵・図表であるテクニカルイラストレーション*2を作成し提供します。

*1 健康・医療分野とは、生命科学、創薬、リサーチツール、医療機器開発、診断技術開発、予防医療、再生医療、介護・福祉、ヘルステック、健康サービスなどを指します。

*2 テクニカルイラストレーションとは、各分野における先進的な科学的説明や技術を、専門家ではない方々にもわかりやすく伝えるため、そのビジュアル化や説明の抽象化した絵・図表などを指します。

1. 募集内容

(1) 対象者

健康・医療分野に関する展示会やプレゼンテーション・ピッチ等のビジネス・マッチングや商談時に有用なイラストレーションの作成希望のある中小企業を募集します。

具体的には、

- ・プレゼンテーション・ピッチの際に、自社製品・サービス、技術説明のためのイラストを自社で独自に描いているが、思うような表現ができない
- ・展示会に出展予定だが、そのポスターに挿入する視認性の高いイラストがほしい
- ・スライドやパンフレット、ウェブサイト上で、自社の強みを周知させるためのキャ

ッチーなテクニカルイラストがほしい

等のご希望に出来る範囲で対応いたします。

上記以外にも具体的なご利用場面を想定されている方の相談も承りますので、ご相談ください。

(2) 応募要件

横浜市内に本社または事業所を有する中小企業

※用語の定義

本募集要項における「中小企業」とは、次のいずれかに該当する者とします。

- ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者
- イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に定める事業協同組合、事業協同小組合協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会（以下「中小企業組合」という。）
- ウ 技術研究組合法（昭和 36 年法律第 81 号）に定める技術研究組合であって、直接または間接の構成員の 2 分の 1 以上が中小企業で構成されている者

(3) 採択数

3 件を上限とします。

(4) 提供するイラスト

今回、提供させていただくイラストは、一点のみとし、数ページにわたる資料の挿絵などに関しては対象外とします。詳細は別途個別に相談させていただきます。

(5) 参加費用

基本的に無料で参加いただけます。

ただし、打ち合わせなどのための交通費や印刷代など各諸経費は自己負担となります。

(6) 実施期間

選定通知日から令和 4 年 2 月末日頃まで。

各社のイラストレーション作成には、初回打ち合わせから完成まで、概ね 2 か月弱かかる予定です。

また、令和 4 年 2 月末日頃までに最大 3 件のイラストを作成するため、納品時期に

ついて必ずしもご希望に合致しない場合があります。

2. 事業の進め方

(1) 選定について

申請者から提出された申請書類の内容について、以下の観点から選定します。

- ア 本募集要項記載の本事業の趣旨に合致しているか
- イ 希望する納品物が、YCU-CDC の知識・経験・技術で対応可能なものか
また、YCU-CDC の知識・経験・技術が必要なイラスト作成であるのか
(単なるイラスト作成の依頼でないか)
- ウ 納品物提供によって採択企業の事業展開や販路拡大にインパクトが期待できるか
- エ 希望納品日が、YCU-CDC の対応可能なものか

※選定にあたっては、LIP. 横浜会員を優先します（ご応募時に LIP. 横浜に参画することも可能です）。また、新規利用者を優先します。

参考：LIP. 横浜について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/lifescience/lip/lifepf.html>

(2) 選定結果の通知

メール等によって 10 月 15 日頃に、申請者に通知します。

(3) イラスト納品までの流れ

- ①採択通知後、打ち合わせの実施（オンラインを原則として必要に応じて対面）
- ②イラスト作成に必要な資料・情報等の YCU-CDC へのメールなどによる提供
- ③ラフスケッチなどを YCU-CDC で作成し、打ち合わせ（場所については応相談）
- ④ラフスケッチで合意した内容で、イラスト案を作成、共有
- ⑤オンライン打ち合わせやメール・電話などでのやり取りを踏まえて、最終案を作成し、イラスト納品

(4) 支援決定の取消

次のいずれかに該当するときは、支援対象者の決定を取り消すことがあります。

- ア 偽り、その他不正の手段により支援対象者の決定を受けたとき。
- イ 公募要項に定める支援対象者としての要件を欠くこととなったとき。
- ウ 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 55 号。以下「条例」

という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 代表者又は役員のうち暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者がある法人であることが発覚した場合は参加を取り消させていただきます。

エ その他法令などに違反したと横浜市が認めたとき。

4. 申請方法

(1) イラストレーションの作成を希望する方は、YCU-CDCのメールアドレス

ycu_cdc@yokohama-cu.ac.jp宛てメールにて申請書類を送付してください。

(件名は、「申請書類の提出 御社名」としてください。)

(2) 申請書の様式は、以下のURLからダウンロードしてください。

<https://y-cdc.org/news/>

(3) 申請書類は、

- ① 必要事項を記載した申請書
- ② 御社の概要が分かる企業パンフレットのデータ、もしくは、ウェブサイトのURL
- ③ 今回イラスト化したい内容が分かるような補足資料(資料の形式は任意、既存のスライドをPDF化したもの等でも構いません。)

以上3点とします

(4) 提出期限

令和3年10月8日 16時30分まで

5. 成果物について

本事業で作成したイラストレーション等の成果物は、採択された企業に帰属するものとします。ただし、成果報告や広報等の際には、当該企業と協議相談の上、横浜市及びYCU-CDCも使用できることとします。

6. 守秘義務、個人情報の保護について

(1) 本事業実施上知りえた法人の情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用し、他に漏らしません。

(2) 個人情報を取り扱う事務について、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守いたします。

7. その他

- (1) ご希望に応じて、秘密保持契約等の個別契約も可能です。その場合、事業開始までに少しお時間を要する場合があります。
- (2) 納品完了後、振り返りの打ち合わせや、YCU-CDC から横浜市への報告に際しご協力いただく可能性があります。
- (3) 何等かの理由で支援を受けることが困難になった場合には、直ちに YCU-CDC に連絡の上、その後の対応を協議することとします。

8. 問い合わせ先

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 3-9

横浜市立大学先端医科学研究センター

コミュニケーション・デザイン・センター

ycu_cdc@yokohama-cu.ac.jp

045-350-4760

担当者：西井 正造、中沢 大